

住民票の写し等

○住民基本台帳法

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2・3 略

4 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所
- 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
- 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的
- 五 第二項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

5～9 略

○住民基本台帳事務処理要領

第2 住民基本台帳

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(7) 次に掲げる事項を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項）。

D 利用の目的

利用の目的は、法第12条の3第1項各号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するために明らかにさせる。したがって、例えば「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するか
が明らかとなる程度の記載があることを要する。

具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせることが考えられる。

また、必要に応じて、疎明資料を提示又は提出させることにより、事実確認を行うことが適当である（住民票省令第10条第1項後段）。

なお、法第12条の3第1項各号に該当する正当な理由が認められるものの例としては、

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合
- ・債務者（生命保険会社、企業年金等）が債務の履行（満期となった生命保険金、年金等の支払い）のために債権者本人（被保険者、年金受給者等）の住民票の写しを取得する場合
- ・相続手続や訴訟手続などに当たって法令に基づく必要書類として関係人の住民票の写しを取得する場合
- ・日本放送協会、日本下水道事業団等の特殊法人等の役員又は職員が、その法人等の法令による事務を円滑に遂行するために関係者の住民票の写しを取得する場合
- ・特殊法人等が公共用地の取得のために関係人の住民票の写しを必要とする場合
- ・学術研究等を目的とする機関が、公益性の観点からその成果を社会に還元するために、疫学上の統計データを取得する目的で、ある母集団に属する者を一定期間にわたり本人承諾等の下で追跡調査する必要がある場合
- ・弁護士等が法令に基づく職務上の必要から、特定事務受任者としてではなく、自らの権限として関係人の住民票の写しを取得する場合

などが挙げられる。(略)

(5) 消除した住民票の写し等の交付

既に住民票の全部が消除された住民票については、その写し又は記載をした事項に関する証明書の交付の請求又は申出については、住民票に準じて取り扱うことが適当であるが、住所地市町村長以外の市町村長に対する交付の請求又は申出については応じる必要はない。

戸籍の附票の写し

○住民基本台帳法

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 略

2 略

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4・5 略

○住民基本台帳事務処理要領

第3 戸籍の附票

3 戸籍の附票の写しの交付

(2) 作成及び交付

戸籍の附票の写しの作成及び交付については、住民票の写しの作成及び交付に準じて取り扱う。

(略)